

会見年月日	令和7年10月23日（木曜日）	
担当課	消防本部予防課	(担当者名：小林)
問い合わせ先	TEL：0791-43-6882 (内線：5206)	FAX：0791-45-0119

令和7年秋の火災予防運動の実施について

1. 趣 旨

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及により、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施する。

2. 内 容

(1) 実施期間 令和7年11月9日（日）から15日（土）までの7日間

(2) 実施機関 赤穂市消防本部（署）・赤穂市消防団

(3) 消防本部（署）が実施する事項

ア 広報活動

イ 住宅防火診断

実施期間：令和7年10月20日（月）から12月5日（金）まで

対象者数：399名（赤穂、西部、有年地区）

ウ 危険物移動タンク貯蔵所等の立入検査

エ 消防訓練の実施

オ 防火講習会等の実施

カ 住宅用火災警報器の維持管理

キ 林野火災予防対策の推進

(4) 消防団が実施する事項

ア 広報活動

イ 自治会の防火指導

※(3)、(4)の詳細については別紙参考資料参照。

(参考資料)

令和7年秋の火災予防運動実施要領

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2025年度全国統一防火標語）

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

3 実施期間

令和7年11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間

4 実施機関

赤穂市消防本部（署）・赤穂市消防団

5 消防本部（署）が実施する事項

（1）広報活動

各種広報媒体を通して広く市民に訴える。

ア 報道機関への協力依頼

秋の火災予防運動の実施について、新聞等への掲載を依頼する。

イ 事業所への通知及び協力依頼

各事業所へ実施要領等を配布し、周知と協力を依頼する。

ウ 大型物品販売店の店内放送による広報

大型物品販売店の店内放送を利用した広報を依頼する。

エ 広報紙への掲載（10月10日（金）発行）

「広報あこう」により火災予防運動実施の周知を図る。

内容 放火火災防止及び住宅用火災警報器の点検、感震ブレーカーの普及啓発について

オ 防災行政無線による広報

秋の火災予防運動期間中、防災行政無線、防災メールを用いた火災予防広報を実施する。

カ チラシ等の配布

住宅用火災警報器の維持管理や住宅用消火器、感震ブレーカーに関するチラシ等を市民に配布する。

キ 防火ポスターの掲示

事業所及び主要個所へ防火ポスターを配布し掲示を依頼する。

ク のぼり旗及び消防車両による広報

消防庁舎周辺に「火災予防運動実施中」ののぼり旗を掲出する。また、消防車両に「火災予防運動実施中」の蛍光マグネットシートを貼付及び広報車による巡回広報を実施する。

(2) 住宅防火診断

市内在住の一人暮らし高齢者宅の訪問診断を実施し、住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置状況及び維持管理状況を調査することで高齢者世帯においての火災予防の啓発を図る。

実施期間 10月20日（月）から12月5日（金）まで

対象者数 399名（赤穂、西部、有年地区）

(3) 移動タンク貯蔵所等の立入検査

危険物の移送中又は運搬中における災害の発生を未然に防止するため常置場所において立入検査を実施する。

実施期間 10月から11月実施予定

(4) 火災通報装置による通報訓練

火災通報装置を設置している防火対象物において119番通報訓練の実施を促す。

実施期間 11月9日（日）から11月15日（土）まで

9時から17時まで

対象数 76施設

(5) 防火講習会等（届出、依頼等があった場合に対応）

ア 事業所の消防訓練指導

消防訓練の実施を促すとともに事業所が計画する消防訓練の指導要請に基づき、実態に即した指導を行う。

イ 自治会の防火指導

（ア）防火教室の開催

日常火気を取り扱う機会の多い主婦等を対象に、火災予防の知識及び消火器等の防災機器の普及と設置を指導し、住宅火災の出火防止を図る。

（イ）消火訓練の指導

自治会へ消火訓練の実施を促し、消火栓及び消火器等の使用方法を中心に指導し自衛防災隊の育成強化を図る。

（ウ）老朽化消火器の適切な取扱いに係る周知の徹底

自治会等での消火訓練の際、消火器による事故事例を紹介し適切な維持管理の普及、及び老朽化した消火器の更新を促進し事故防止を図る。

(エ) 消火器等の悪質な訪問販売や詐欺に係る予防策の周知

自治会等での消火訓練の際、消火器や住宅用火災警報器、感震ブレーカーの悪質な訪問販売及び詐欺等の事例を紹介し予防策の周知徹底を図る。

(オ) 大規模地震発生時における火災対策の推進

自治会等での消火訓練の際、地震火災対策の周知徹底を図り、地震時の電気火災のリスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進する。

(6) 住宅用火災警報器の維持管理

- ア 住宅用火災警報器の点検（設置状況、電池の確認）、及び製造年から10年が経過しているものについて、本体の交換が推奨されている旨を広報する。
- イ 各種講習会、防火教室及び消防訓練等で住宅用火災警報器や感震ブレーカーに関するアンケートを実施し、設置状況及び維持管理状況の把握とPRを実施する。

(7) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚を図るために、たき火や火入れを行いう際の消火準備の徹底や監視の励行を実施する。
- イ 火災に関する警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロールを実施する。

6 消防団が実施する事項

(1) 広報活動

- ア 広報用立看板等の設置
防火ポスター及び「火災予防運動実施中」の蛍光旗を分団詰所等に掲出する。
- イ 地区巡回広報
分団管轄区域内において消防車両で巡回広報を実施する。
- ウ 分団報の発行
分団報を発行し、出火防止を訴えるなどコミュニティ活動の活発化を図る。

(2) 自治会の防火指導

自治会が実施する初期消火訓練の指導を行う。